

日下部鳴鶴は「書は技芸に非ず」と言つて、本当に帝室技芸員を断つたか。——幾つかの鳴鶴への疑問、覚え書き

松矢 国憲

日本近代の書史を語る時、大概において「日下部鳴鶴」の名が語られるのではないかと思われる。何を聞いても語られる明治十三年（一八八〇）の楊守敬、本邦来朝による、金石の碑碣法帖類の招来と回腕法の執筆法の益を受け、鳴鶴は六朝風と称される書風に開眼し、書壇を席卷するにいたつた。その後の書流の中で最も幅を利かし、多くの門流へと繋がつていったとされることは、今でも明治以降の書壇を語る定番となつていゝと言つても過言ではないだろう。

その鳴鶴の、今なお語り継がれる逸話の中で、筆者が持ち続けている疑問が幾つかある。明治期の「書」話であり、中々記録が残つておらず、伝承として語られることが多い。浅学の筆者で、調査が行き届いていないのが実際ながら、なかなか書道界でこの証左を明瞭に提示した文献、資料等を見ることがなく、裏付けの無い逸話として語り継がれ、筆者の中で絶えず払拭されずにわだかまつたまま三十年以上が経つていゝものもあり、今日に到つていゝ。

加えて、楊守敬来朝の翌々年の明治十五年（一八八二）五月二十五日発行『東洋学藝雑誌』第八号を始めとして、当地、長岡出身の小山正太郎が「書ハ美術ナラス」の論を発表し、岡倉天心と同誌上で論を交わすが、この論争を鳴鶴は知つていたのなら、このように考へていたのか、と、思い悩んでもいゝ。それ以前、明治十一年（一八七八）、大久保利通が暗殺されるまで、書記官僚の一人として大久保に使へていた鳴鶴であるから、書的事象ばかりでなく、内国勸業博覧会などの明治政府の美術的政策にも間接的には触れていたと考へられ、官を辞し、野に下つた後ではあるが、『東洋学藝雑誌』なども目にしたことがあつたかもしれないなどと、推測の域を出ない思ひは様々巡るなかで、まとまりに欠き、浅学のそしりは免れないが、あらためて調査で判明したところまでを記すものとしたい。

一、鳴鶴は巻菱湖の流れの人とされることがあるが本当か。

日下部鳴鶴の書歴で、貫名海屋に傾倒する以前は、越後出身で一世を風靡した書家巻菱湖の流れとして取り上げられることがある。鳴鶴の門人、井原雲涯編『鳴鶴先生叢話』中の「日下部鳴鶴先生小伝」の章には、「先生の書を系統的に述べると、壮年の時は菱湖、^{（楊守敬）}子昂の風で、楊守敬の来るに及んで……」^{（註1）}とあり、門人の雲涯でさえ、菱湖調の時期があつたことを言つていゝ。そして雲涯は別頁でも、「先生の書は研究家だけに、屢変化して居る、壮年の菱湖流を捨て、^{（趙子昂）}趙子昂を学び、……」^{（註2）}と、繰り返し記していゝ。

また、現在、菱湖を顕彰してゐる施設では、菱湖の流れを汲む者として、門人、中沢雪城（長岡出身）の流れとしてゐる資料もある^{（註3）}。はたしてそのとおりなのであろうか。

鳴鶴自身の記述「明治年代の書風」^{（註4）}の中では次の様に記されていゝ。

然るに明治年間に於ける書道変遷の急先鋒は御維新と共に忽然として顕はれて来た、幕府倒れて明治政府起るや、時の政治の中心たる太政官の文書課には、幕府時代の唐様書きの人々が多く職を奉ずるようになった、巖谷長松、菱田北川及

※引用文中、改行は「」で示す。また、旧字体は新字体に改めた。なお、旧字体のままが良いと判断したものは改めなかった。

（註1） 日下部鳴鶴著、井原雲涯編『鳴鶴先生叢話』昭文堂 大正十四年（一九二五）八月三日発行、十一頁。雲涯の間に鳴鶴が答えた口述筆記「要談」で鳴鶴の口述を「布演」で編者雲涯の解釈を加えた記述になつていゝ。

（註2） 註1に同じ、十四頁。

（註3） 「巻菱湖への誘い」巻菱湖記念館編集・発行 平成十八年（二〇〇六）、八十一―八十二頁。

（註4） 中村不折、井土壘山共訳『六朝書道論』中の（附録）六名家書談内に鳴鶴の記述として（二百三―二百六頁）掲載（引用箇所は二百四―二百五頁）。これは後年、『文海堂書道叢書』29 鳴鶴翁三体千字文内の鈴木史様の「鶴翁の書談」（文海堂昭和四十六年（一九七二）十二月十日発行）に再掲（百八十二

わが輩などがそれである、されば詔勅、布告、命令、訓示、辞令等、凡て宮中府中の文書は、当時の唐様書たる我々が執筆仰せ付けられたのである、是れは明治も極初年のことで、廢藩置県も未だ行れず、地方の政治は旧時の藩政が行われて居た、此時已に各藩へ渡る太政官の文書が唐様に變化したのである、斯くて下亦忽ち上になつたのである、之れが日本の書式を一擲して唐様を用ゐるやうになつたのである、之れが日本の書風に一大変遷を来した原因である、当時の唐様と云へば、西では海屋流、東では菱湖流、米庵流などが新派の頭目であつた

鳴鶴は明治初年から徴士で召されている。これは近藤高史が著書『明治書道史夜話』で指摘しているように(註5)、『頭要職務補任録 下』で、「元年八月四日徴士行政官史官二任」と判明している(註6)。鳴鶴も明治新政府当初から在職していたのであるから、これらのことより、その文書を記す書体は、御家流でなく唐様であつたものと確認できる。しかし、鳴鶴は西(彦根藩)の出身だが、東(東京)で官吏となつていたのであるから、東の菱湖流か米庵流であつたことも考えられるが、どちらであつたかは、「明治年代の書風」中でも語っておらず、ここから確証は得られない。

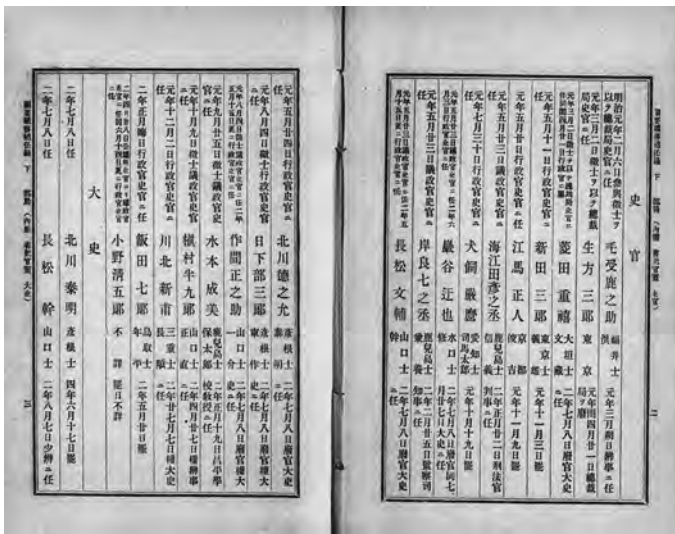
前掲の『鳴鶴先生叢話』で門下の雲涯は「壮年の菱湖流を捨て…」と、菱湖調であつたことを記しているが、同著内で鳴鶴は、「談話」の章、「吾輩の師」の項で、

吾輩には誰といふ師匠は無かつた、(傍点筆者) 学書経歴談に書いた通りである、また吾輩は初め萩原秋巖に就いて習つたといふ人があるが事実だかど聞く人がある、萩原秋巖といふ人は顔だに知らぬ、無論そんな人に習つた事はない、青年の時に菱湖の流を習つた事はある、夫れは彦根の藩中に、菱湖の字を学んで真蹟の手本を所持して居た人があつて、それを兄が借りて習つて居たから、我輩もまたそれを習つたことがある(註7)

とあり、菱湖流を学んだ事実は確認できるも、菱湖四天王に数えられる高弟の萩原秋巖の顔も知らぬと断言しているし、同じ四天王に数えられた中沢雪城の名には一切触れていない。とすると、菱湖流を追つた書では無かつたのではないかととも考えられる。前掲「学書経歴談」に書いた通りである」とあり、同著を確認しても

私ハ幼時ヨリ天性文字ヲ書クヲ好ミマシタカ。其頃郷里ニハ名アル書家トテモ無ク。些ノ師伝ヲモ得スシテ。只管種々ノ書ヲ習ヒマシタカ。更ニ其道ヲ得ルヲカ出来ス。今日ヨリ顧レハ。実ニ無益ノ事ニ多クノ日月ヲ費シマシタ。廿

図1 「頭要職務補任録 下」より 明治三十六年(一九〇三)刊



頁)、および、佐藤祐豪『明治の書—その展開と群像—』(MUSEUM 202号の「漢字書道の革新—明治前期の書道(楊守敬来朝以前)」(一六一—二四頁))に、ほぼ同文が引用されている。

(註5) 近藤高史著『明治書道史夜話—芸術新聞社 平成三年(一九九二)十月二十日発行 十五頁。
(註6) 金井之恭 巖谷修 日下部東作他共纂『明治史料 頭要職務補任録 下』成章堂 明治三十六年(一九〇三)三月五日発行 三頁。日下部三郎 彦根土東作の記載となつている。また、『鳴鶴先生叢話』先生の書歴中には「明治維新となつて、先生は召されて徴士となり、太政官の少書記官から」と記されている(四頁)。

(註7) 註1に同じ、五十九頁。

四歳ノ時。藩用テ初テ京都へ出マシテ。(中略)未タ良師ニハ遇ハス一向書法ノ端緒カ分リマセンカラ。只五里、霧中、二、彷徨シ。常ニ望洋ノ歎ヲ発シ。幾度カ筆ヲ抛チテ寧ソ書学ヲ止メヤウカト思ヒマシタカ。(中略)両三年ヲ過キテ我眼モ幾分力進ミ。先生ノ書法ノ妙モ稍分リマシタ頃ニハ。既ニ故人ノ籍ニ入ラレタト申ス次第テ遺憾ニ堪ヘヌ(後略)〔註8〕

というように、菱湖流を学んだ記載は無く、真名海屋への開眼を記しているだけである。

山内常正氏も『皇室の至宝12 御物 書跡Ⅲ』内で、鳴鶴の書歴を大きく五つに分け、「(一)青年期 二十二歳まで(菱湖の真蹟手本により習字)」「註9」と記し、その説明として「この頃までの鳴鶴の学書といえば、兄が巻菱湖の真蹟手本を知人から借用して習っていたのを又借りして練習したぐらいのものらしい。習字は、武士の子息としては当然の素養であろう。しかしとりわけ幕末の三筆の一人巻菱湖の真蹟を手本に出来たことは、鳴鶴の書風形成の上で、きわめて有益であったといえよう。」と記しており、『鳴鶴先生叢話』の事実のみであり、菱湖の真蹟本を学び有益であったろうと推測しているが、その書風になったような言説と解釈できないし、それ以上は語っていない。そして、同記述で二十三歳から二十五歳までを「(二)独学期」二十六歳から楊守敬に出会う前、四十二歳までを「(三)菘翁(海屋別号)私淑期」としている。そうすると、雲涯の言う「鳴鶴の壮年期は、(一)独学期」、二十五歳までと考えて良いだろう。とすると、明治以前、文久三年(一八六三)頃までであり、明治新政府の徴士に召される以前のことである。この時期の鳴鶴の書を実見、或いは確認できていない。明治新政府に出仕し唐様で書記した時期は、「(三)菘翁私淑期」に当たる。

翻って現存や図版等で確認できる古い書の例としても、明治三年(一八七〇)の『文天祥正気歌幅』〔註2〕になってしまふ。この楷書は線は細く菱湖調に近いものの、菱湖《三国志抄》〔註3〕と比較すれば、全体感として鳴鶴は縦長の字形より正方形に近く、菱湖の側筆気味の線質より穏やかに見える。整ってはいいるが、菱湖風とは捉えにくい。またもう一例、「東嶼」の雅号の使用から明治初年頃の作とされる海屋調の《七絶小品》〔註4〕を行草書の例として見ても既に菘翁私淑期であり、菱湖調は看取できない。そしてそれ以後十年ほどを経た、明治十一年(一八七八)、同十三年(一八八〇)の書〔註5、6〕を見て

図2 日下部鳴鶴《文天祥正気歌幅》(部分) 明治三年(一八七〇) 皇座第四十五号 芸術新聞社 三十頁より転載。

天地有正氣 雜然賦流形 下則為
丹青在齊太史簡 在晉董狐筆 在
帽清操厲冰雪 或為師出表鬼
當其貫日月 生死安足論 地維賴
車送竈北鼎鑊 甘如飴 求之不可

図3 卷菱湖《三国志抄》(部分) 天保元年(一八三〇) 当館蔵

皆盡雖履屐之間亦得其任以
時人咸歎超之先覺又重其不
俄而謝玄淮上信至看書竟默
答曰小兒輩大破賊意色舉心
望日 菱湖居士卷大任致遠

〔註8〕 日下部鳴鶴著、巖谷一六評「学書経歴談」清水書店 大正五年(一九一六)十一月三十日発行、一四頁。

〔註9〕 『皇室の至宝12 御物 書跡Ⅲ』 毎日新聞社 平成五年(一九九三)一月三十日発行、二百五十一、二百五十一頁。

も、菱湖の《漢詩》^⑩の行草書に見られるような菱湖流の線が瘦身で縦長字形が多い結構、筆勢ではなく、楊守敬に出会って筆法が変わる以前の鳴鶴の行草書は、線の太細や変化の幅が大きい行草書であったように窺える。

図4 日下部鳴鶴《七絶小品》 明治初年頃
『墨』第四十五号 芸術新聞社 五十一頁より転載。

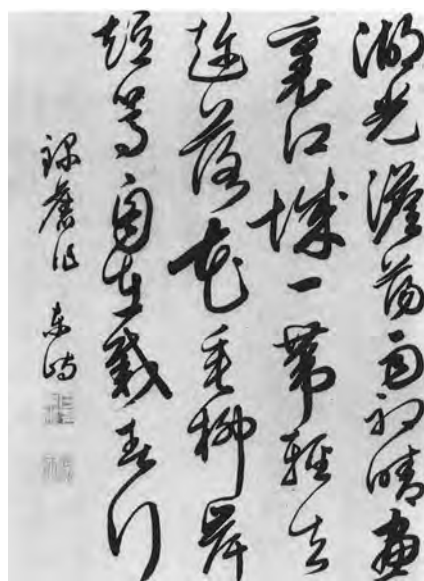


図5 日下部鳴鶴《梅図》(画讀部分) 明治十一年(一八七八) (財書壇院蔵)



図7 菱湖《漢詩》(左隻第一扇) 江戸期 当館蔵

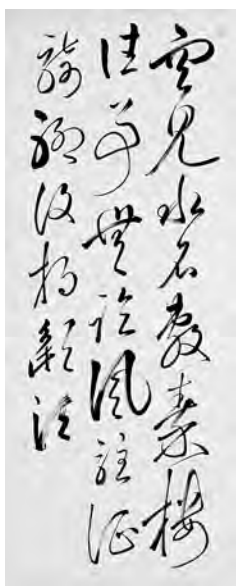


図6 日下部鳴鶴《草書七言絶句》 明治十三年(一八八〇) 成田山書道美術館蔵



ところで、「慶応4年(1868)4月、公文書唐様となる。(中略)殆ど巻菱湖・市河米庵・貫名崧翁の書風によった。そのためお家流は公用書風でなくなった」と近藤高史編『明治・大正・昭和書道史年表』に記されているように^⑩、明治新政府となり、公用文書は御家流から唐様に変わった。前述のように鳴鶴も明治元年(一八六八)八月四日、徴士として召されて官吏となり、三條實美や大久保利通の信任を得ていくわけだが、明治十一年(一八七八)五月大久保が暗殺されたことで翌十二年(一八七九)、官を辞した鳴鶴でもあるので、任官時代の公用文があるはずである。されば、明治初期の鳴鶴の公用文書は菱湖調だったか。これまでほとんど実見したことがない。

鳴鶴の公用文を公文書から調査すると、次の三点が見つかった。

- ① 明治十年(一八七七)二月十九日 日下部大書記官滯京御達^⑪

(註10) 近藤高史編『明治・大正・昭和書道史年表』 木耳社 昭和六十一年(一九八五)三月二十日発行、二頁。ただし、一気に変更されたのではなく、明治二十三年(一八九〇)でも天保年間の『庭訓往来』の使用例が同著者『明治書道史夜話』(芸術新聞社 平成三年(一九九二)、三十七頁)に挙げられている。

- ② 明治十年(一八七七)五月十日 大久保参議始滞坂中官費ニ可相立金額上申(圖9)
- ③ 明治十一年(一八七八)七月十五日 日下部大書記官同上(岩谷大書記官入浴届(圖10))

圖8 明治十年(一八七七)二月十九日 日下部大書記官滯京御達 国立公文書館蔵(註11)

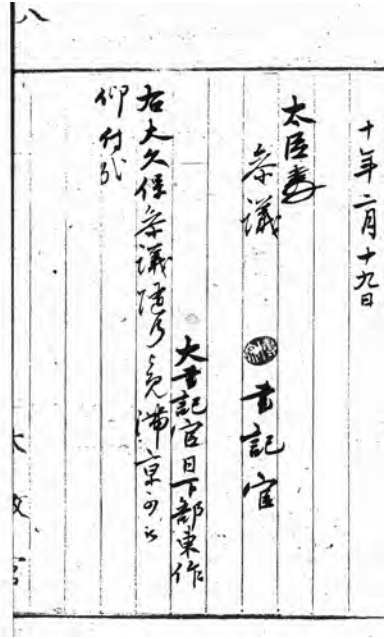
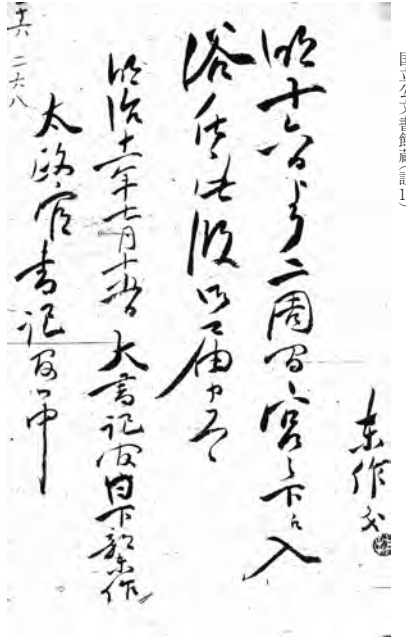


圖9 明治十年(一八七七)五月十日 大久保参議始滞坂中官費ニ可相立金額上申 国立公文書館蔵(註12)



圖10 明治十一年(一八七八)七月十五日 日下部大書記官同上(岩谷大書記官入浴届)



これらも既に菘翁私淑期とされる時期である。②の公文書では、「月」の字のように細長い結体に書かず、縦画二本の幅をとったり、「物」の字のように一字の中に丸い空間を取る和様調らしき結体の字もあるが、①、②ともに柔らかな御家流ではなく、字形に変化のある唐様と言えることが判る。ただ、これが菱湖調かと問われると、菱湖の書簡(圖11)と比較してみても、菱湖の和様風も少し残る唐様の書風や、書簡のせいもあるが、書き流して線を引っぱる調子でもない。鳴鶴の公文書の書風は菱湖のような線が瘦身で斜方形の近世的結構ではなく、太細のある正方形に近い結構が多いことから、菱湖調とは言い難い。また、本稿で多くは触れないが、もう一つ、東方の市河米庵調かと言われても、米庵《邵康節四喜》(圖12)や《臨天馬賦》の

(註11) 〔公文録〕明治十年・第百三十八巻 行在所公文録(例言一) 国立公文書館「請求番号」1-2A-10101000-公-021600-1000「マイクロフィルム番号」公-2274-0356」
 (註12) 〔公文録〕明治十年・第百三十八巻 行在所公文録(例言一) 国立公文書館「請求番号」1-2A-10101000-公-021600-1000「マイクロフィルム番号」公2274-0523」

(註13) 〔公文録〕明治十一年・第百四十九巻 明治十一年六月、七月・官員 国立公文書館 国立公文書館「請求番号」1-2A-10101000-公-02396-1000「マイクロフィルム番号」公1308-0297」

識語部分¹³と比較しても、米庵の肉太な線質とも近くない。そして菘翁私淑期ではあるが、東方に居るので、海屋調も密めているようにも感じられる。例示は少ないが、官吏時代の鳴鶴の公文書は、どちらかと言えば、尖鋭的な筆使いの唐様であったであろうことがこれらから確認できる。

同時期、同じく大書記であった巖谷一六の公文書も鳴鶴より後年まで務めるので、『公文録』中に数多く発見でき、多様な書風で書かれている。そして、いずれを見ても和様ではないことは一目瞭然である。そして、一六独自の書風の感がある。なお参考までに一六の二例を提示しておく¹⁴〔¹⁵〕。

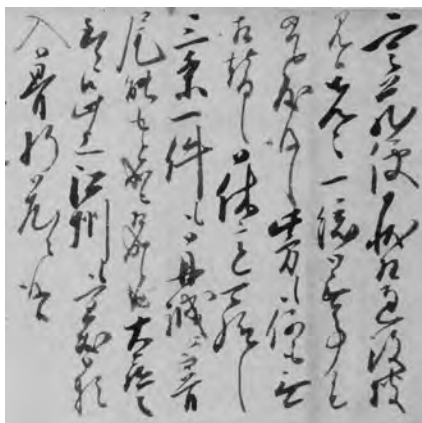


図11 卷菱湖〔書簡儀八郎宛（二月廿日付）〕部分 江戸 新潟県立図書館蔵



図13 市河米庵〔臨天馬賦〕巻末部分 安政五年（二八五八） 東京国立博物館蔵

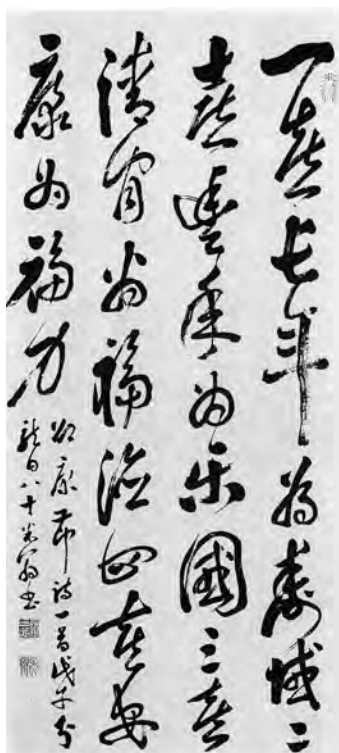


図12 市河米庵〔邵康節四意〕 安政五年（一八五八）『書道研究』第一巻第十一号（通巻十八号）より転載。

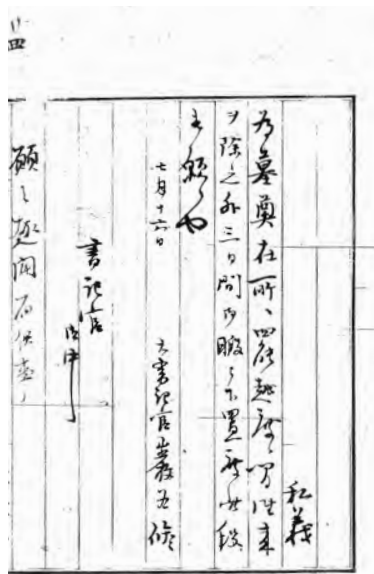


図14 巖谷一六 明治十年七月十六日 巖谷大書記官募參御暇願并出立届 国立公文書館蔵〔註15〕

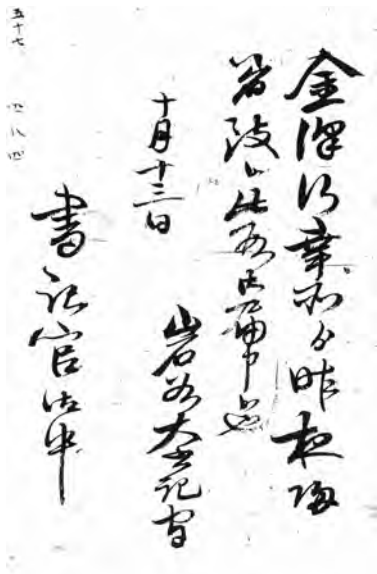


図15 巖谷一六 明治十一年十月十三日 巖谷大書記官金沢行在所ヨリ帰京 国立公文書館蔵〔註16〕

鳴鶴の楊守敬との交流後の回腕法による六朝風の作品は、鳴鶴を紹介する中で、必ず紹介される。しかし、それ以前のものの紹介は少ない。ましてや、明治維新前のもとなると猶である。楊守敬との交流以前では、幕末三筆の一人、貫名海屋の影響は、前掲⁴のように書作品において確認できており、公文書と書作品とを書き分けている可能性も残るが、鳴鶴の

〔註14〕 鳴鶴は前述のように、大久保利通暗殺で官を辞しているのが、十二年（一八七九）までの官吏であったが、一六は後に貴族院議員に勅撰されるなど、官吏に就き続けた。明治三十八年（一九〇五）没。

〔註15〕 『公文録』明治十年、第四百四十五巻、行在所公文録八 国立公文書館〔請求番号〕1-2A-0101000-公-02167-1000〔マイクロフィルム番号〕公-275-0712

〔註16〕 『公文録』明治十一年、第五百五十五巻、明治十一年八月、十二月、着発 国立公文書館〔請求番号〕1-2A-0101000-公-02402-1000〔マイクロフィルム番号〕公-309-0295

書は和様ではなく唐様であったが、その書風の元は何か特定できず、菱湖、米庵、海屋風とはいずれも確認しがたい。

こうしたことから、鳴鶴が菱湖風の書だったかという作品からは証明にしくく、また、公文書からも認めにくく、推測の域を出ないが、兄が借りた菱湖の真蹟を又借りして学んだくらい、広く甘く見ても若い書学期の極々限られた時だけのように思われ、菱湖の流れを汲む者とするこれまでの伝承には、疑問を払拭しきれない(註17)。

なお、『鳴鶴先生叢話』中の「巖谷一六」の項に、「一六は天分の高い人であった、其書に於て詩文に於て潑刺たる才気が顕はれて居る、我輩とは同国であつたが、(中略)書は初め中沢雪城に学び子昂を慕ひ、後我輩と課を定めて古法帖や拓本をあさつた」(註18)と記されている。一六とは公私ともに縁深い間柄の鳴鶴の直接の談であることから、信に足ると思われ、菱湖調を学んだと言えるのは一六の方であつて、鳴鶴、一六ともに明治十三年(一八八〇)の楊守敬来朝による碑碣法帖類を学び、後に六朝書風を広めた二人であるが、鳴鶴の書歴が一六の書歴と混同され、「鳴鶴も中沢雪城に学び、初期は菱湖調だった」とされて伝わってきたと考えた方が良いのではないかと思われる。

二、鳴鶴と小山正太郎の面識はあつたか。

洋画家、小山正太郎の師は川上冬崖である。小山は明治五年(一八七二)六月に冬崖の聴香読画館に入塾し、翌年には、窮乏を見かねた冬崖の推薦で兵学寮に出仕する。明治九年(一八七六)六月末から九月上旬までの太政大臣三條實美の北海道巡視には、陸軍八等出仕の冬崖が随員し、小山も同伴している(註19)。この北海道巡視の随員には巖谷一六太政官権大史もいた(註20)。この時、小山は十九歳、一六は四十二歳。年齢差二十三歳。親と子供くらいの世代差がある。そして小山は冬崖のお付きであり、巖谷は大臣の随員の官吏であつた。

明治九年。丙子。(中略)此夏。陪三條太政大臣。巡視北海道。川上寛被随行之命。時余辞職。飄然消光。翁之誘吾同伴。六月三十一日。汽車発京。致横濱。塔丁卯留艦。発焉。大臣随行之人員甚多矣。伊藤工部卿。寺嶋外務卿。山縣陸軍卿。陸奥元老院幹事。吉川電信頭。石井土木権頭。大野工部権大丞。巖谷一、等編修官。(以下略)

と、小山の記した「履歴略」(註21)からも、北海道巡視で小山は一六と立場は大きく違うが、同道であつたことは確認できる。また、一六は大書記官として能筆ぶりは認められていたであろうが、書人として名を成し広く知られていた時期ではなく、後年を待たなければならぬ。しかし、小山の、この北海道巡視での事ではないが、一六について語つたことが『小山正太郎先生』に記録されている。



図16 小山正太郎「履歴略」一部分(五浦論叢第一号より転載)

(註17) 近藤高史著「明治書道史夜話」中、「幕末三大家と恒川岩谷の書流の系統」の因中では、菱湖の系統に鳴鶴はなく、海屋の流れとして系統の脇に「私淑」日下部鳴鶴と記されており、これが妥当ではないかと思われる。

(註18) 註1に同じ。百七十一―百七十二頁。

(註19) 高村真夫編「小山正太郎先生年譜中」(同明治九年二十歳)三條太政大臣、山縣陸軍卿、伊藤工部卿等に随員して北海道、奥羽地方を視察し命に依り隨處の写生を為す。「(不)同舎旧友会 昭和九年(一九三九)九月十五日発行三百四頁」とある。および、金子一夫「小山正太郎資料」(五浦論叢第一号)中、「履歴略」(註21参照、図16)とあることから確認できる。なお、小山の同伴は確認できないが、巖谷修(一六)は北海道巡視随員川上寛(冬崖)は北海道差遣であることが、「太政大臣北巡書類 北巡日誌 完」(太政大臣北巡日誌附録第一、第二)いずれも国立公文書館蔵で確認できる。

(註20) 註19高村真夫編「小山正太郎先生」に同じ。加えて、太政大臣北巡書類 北巡日誌附録第二(国立公文書館蔵2A-33-181-単863)、国立公文書館デジタルアーカイブ。

(註21) 金子一夫「小山正太郎資料」(五浦論叢第一号)茨城大学五浦美術文化研究所 平成五年(一九九三)三月二十日発行、「履歴略」七十七頁。

三條公の含み声が思出される事がある。巖谷一六を初め、文人連中に、明治新政府に入つて官吏として一時相当位置を得たものが多い、其の中でも一六翁は三條公には非常に寵愛されたい。維新勿々の際、政府に能文能書の人達をも必要とした理由もあらうが、実に明治政府の要路に立つた大官共は、田舎武士のあがりだから、三條太政大臣をはじめ堂上家出身の人達と談話の交換の場合、彼我意味の通ぜぬこともある。処が一六翁の如きは、才藻富胆、円転滑腕な人物の上に、モト彦根の生れで、京都の方言は勿論、堂上家の通話なども充分心得てゐるので、三條公と政府大官の交渉の時、一六翁は度々公に呼ばれて傍にゐて、通弁の役を勤め、それこれで特別の寵愛を受けたと聞いてゐたので、僕が三條公初対面の時に、一六翁のことが想出された(註22)

と小山は、一六のことは、人柄を含め、よく知つていたことが窺える。

この明治九年(一八七六)の北海道巡視で随行してゐない鳴鶴と、小山との接点はないが、小山の師、冬崖は自身も含め、明治初期の下谷文人に数えられる学者・鷺津毅堂、画家・奥原晴湖、画家・福島柳圃らの一人にも数えられ(註23)、また、官僚であり、漢学者でもあつた長三洲、画家・安田老山ら(註24)との交友もあつた。そうした旧来の文人趣味連の中で、鳴鶴も文人趣味を持った官吏であり、毅堂、三州、老山(註25)などと交友があつた。これらの下谷文人らの中で、小山が鳴鶴の書を目にしていたであろうと考えることは難くない(註26)。

また一方、明治十一年(一八七八)八月十四日、世田谷豪徳寺で小山は弟吉郎と望月俊稜と遊び、鳴鶴が書いた座首家碑(註27)を見たことが確認できる。

明治十一年八月(中略)／十四日、此日甲子ニ属シ吾寓ニ大黒神アルヲ以テ塞人ノ雑踏センコトヲ畏レ 望氏及ヒ家弟ト三人相携ヒテ世田ヶ谷駅ノ豪徳寺ニ遊フ(中略)／林端ニ塚アリ 其上ニ石碑ヲ建テ座首家碑ノ三字ヲ刻シ其下ニモ亦碑アリ 川田剛ノ文ニシテ日下部東作ノ書ナリ 以テ座首家碑ノ所以ヲ記ス(以下略)(註28)

鳴鶴は座首家碑を明治八年(一八七五)五月に書している。碑文を書していることから既に当時、その書の技量が認められていたわけである

(註29)。小山二十一歳、鳴鶴四十九歳の時である。その書は、六朝風では無く、瘦身の整つた楷書で、唐代風でもある。また、正方形に近い結体は、後年の六朝風にも通じている。この年五月十四日に大久保利通が暗殺され、鳴鶴が辞官するのは翌年四月であるから、まだ官吏時代であり、そしてまた、楊守敬と出会う明治十三年(一八八〇)は五年ほど待たなければならず、まだ書家として知られるところではなく、字の上手い官吏といったところの認識であつたかと思われる。

その後、小山正太郎が「書ハ美術ナラス」の論を東洋学藝雑誌に発表したのが明治十五年(一八八二)。その論は、前年の第二回内国勸業博覧会に展示された書を見ての発言だつたことは、同論の文頭に記述している(註30)ことから自明である。



図17 日下部鳴鶴(座首家碑一部分) 明治八年(一八七五) 世田谷豪徳寺

(註22) 高村真夫編「小山正太郎先生」に同じ、元新湯新聞主筆・元大毎美術記者の加賀幸三・小山正太郎画伯と其の座談中の「七三條公と川上大将(七十七頁)」の項中七十一頁。

(註23) 鷺津毅堂、小永井小舟、市川萬葵、川上冬崖、奥村晴湖の五名により、明治七年(一八七四)雅会半開社が組織されている。茨城県立歴史館編「奥原晴湖展図録」平成十三年(二〇〇二)・奥原晴湖略年譜 九十三頁。また、小山の談として、先師川上冬崖翁(一)〔美術新報 第二卷第六号 明治三十六年(一九〇三)六月五日発行 中に、「此南画の方面で先生の親友十人許りが、半開社といふ会があつて、毎月一回互に宿をして半日の閑を偷んで集り、書画談や寄合ひ書きに各気縮を吐かれること、中々面白かつた。其人々は長三洲、鷺津毅堂、安田老山、福島柳圃、奥原晴湖、松塘、市川萬山などの先生方でした。』と記されている。

(註24) 「日本画の發達に就て」日本美術第六十九号 日本美術院編輯部 明治三十七年(一九〇四)十一月六日臨時発行中に「此冬崖と云ふ先生は大西樺年の門人で、四條画を能く描いた人である。それで晩年になつて南画を描いた人で、福島柳圃とか安田老山とか云ふのは皆仲間であつた。私は久しく此冬崖先生の家に居りまして、右へ向いても左へ向いても日本画を描いて居る間て成長しましたのでございませう。デありますから、根本から日本画の大賛成者であるので。」とある。

(註25) 註29に同じ。長三洲、安田老山の項あり。百七十四頁―百八十三頁。

(註26) 註19高村真夫編「小山正太郎先生」、註22に同じ、六頁。

(註27) 座首家碑は、戊辰戦争末期にあつた小山の戦いで戦死した彦根藩士一人の座首家碑。彦根藩井伊家墓所、世田谷豪徳寺に建立。

(註28) 金子一夫、小山正太郎資料「五浦論叢第一号」平成五年(一九九三)・三遊齋静日記中、八十一―八十三頁。

(註29) 座首家碑以前、明治五年(一八七二)十一月には、晚香洪沢翁「招魂碑」を書いており、明治の早くから書名があつたことが判る。明治新政府の書記官吏であつたためか。

(註30) 「昨明治十四年内国勸業博覧会ニ於テ、書ハ美術ノ区域ニ入ラレレ卓見博識ナル審査官等、一人ノ異論ヲ構フル者無ク、(以下略)」「東洋学藝雑誌 第八号、百七十二頁。

その第二回内国勸業博覧会に日下部鳴鶴の書は展示されていたことが東京文化財研究所編『内国勸業博覧会美術品出品目録』で確認できる。ただし「△八枚折屏風(八)同上」淡彩画山水及花詩文合作書画 麴町区平川町五丁目日下部東作外十五名」とあることから、鳴鶴単体での書ではなく張交屏風で、かつ、「下谷元黒町 山田金七」と記載されていることから、出品したのは鳴鶴本人ではない(註31)。

そしてまた、明治三十八年(一九〇五)頃、小山の二六を含め、鳴鶴の書を評していることが前掲の『小山正太郎先生』に確認できる。

日露戦争の折、私の郷里からも多数の出征者があつた、そして大方半数は旅順あたりで敢なく戦死を遂げた。それで村人の間に記念碑を建てる相談が纏まり、(中略)／私は、早速小山先生を訪れ訳を話してお願申した所、先生は直ぐ快諾され且つ仰せられるには、碑文だから文章と書と篆額と三拍子揃はなくは行くまい。先づ文章であるが当時天下に知られて居る者としては重野(安釋先生のこと)か、三島(毅先生のこと)か、それとも信夫(恕軒先生のこと)にするかね、重野も三島も中々忙しがつて居るから間に合ふまい、信夫がよからう……これには驚いた、天下の漢学者が先生の声掛りでそんなに容易く承知して呉れるだらうとは思はなかつた。流石は先生だ、と田舎出の書生は青くなつて驚いたものである。扱て信夫先生の文章は立派に出来た。次に書家だが、一六も中々面白い字をかくし、鳴鶴も悪くない、だが田舎へ建るのであつたら誰にでも解るやうに、日高(秩父先生のこと)がい、これにも魂消た。(後略)(註32)

とあるように小山は一六だけでなく、鳴鶴の書のことも知り、その六朝風の書風であることを見知っており、その二人より柔和な日高の書が一般的と判断するくらい、各々の書風を見知っていたと窺われる。

なお、明治四十年(一九〇七)六月設立された「談書会」の幹事には、鳴鶴の他、中村不折も名を連ねており、不折は下村為山と共に小山門下の双壁とされた洋画家である。不折は、後の昭和十一年(一九三六)書道博物館を設立しているように、書にも長けており、ましてや、「書は美術なりや」を明治四十二年(一九〇九)に論じている(註33)。その不折が鳴鶴と名を並べていることを考えると、鳴鶴が不折の師である小山を知っていたことは間違いないのではないか。

また、時を遡るが、座首家碑の文を起草した川田剛は、明治二十五年(一八九二)に「書は美術たるの説」を公にしている(註34)ことから、小山は鳴鶴を始め、明治期の書の趨勢をよく見知っていたと考えられる。翻つて多くの例ではないが、鳴鶴を囲む状況証拠から推し測れば、鳴鶴もまた、「書ハ美術ナラス」の小山の論を知っていたと考えられるのではないか。

また一方で、小山の書字から見ると、明治二十三年(一八九〇)の行草書の書幅の出来は少し劣る(註18)が、明治四十一年(一九〇八)の楷書は起筆の打ち込み強く、なかなか結体も整い、しっかりした字を書いている(註19)。鳴鶴の六朝風の影響とも考えられないか。そしてそれは唐様というよりも、意志を持った明治人の書と見える。小山の中には鳴鶴の書が意識されていた節がある。小山と鳴鶴との面晤については、文献上、確認はとれていないが、小山はこれまで掲出した事実から鳴鶴の書を知っていた。だが筆者の疑問の主である、鳴鶴は小山を知っていたか、書と言わず、小山の絵をみていたこと、言説も確認できず、「書ハ美術ナラス」の論もそうであるが、どこまで知っていたかは不明のままである。

(註31) 東京文化財研究所美術部編『内国勸業博覧会美術品出品目録』東京文化財研究所、平成八年(一九九六)二月十日発行、百五十四頁。なお同博覧会の御臨幸門札と表門の掲札、日下部鳴鶴氏の揮毫せらるゝと聞けり」と『東京日日新聞』明治十四年(一八八二)二月十九日刊(六面)にあり、小山は目にしてきたかもしれない。

(註32) 註19高村眞夫編『小山正太郎先生』註17、註21に同じ、高等師範学校関係者の米山利助、小山正太郎先生の生涯』(百三十七―百四十頁)引用部分は百三十八頁。

(註33) 中村不折「書は美術なりや(談話筆記)」『手紙雑誌』第八卷第二十三号、明治四十二年(一九〇九)三月十日発行、二十一―二十二頁。

(註34) 川田剛(楚江)漢字学者、『東京学士会員雑誌』第十四編之九に「論説書は美術たるの説」二十五年十月九日講演」(百三十七―百七十二頁)が掲載されている。明治二十五年(一八九二)十月二十八日出版。

図18 小山正太郎《卓峯君送別会席上漫画》 明治二十三年（一八九〇） 個人蔵

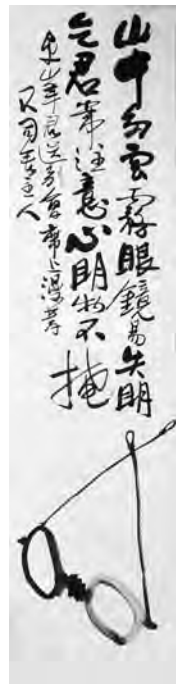
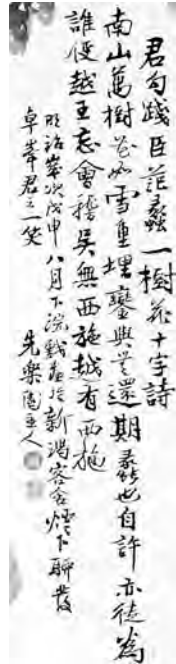


図19 小山正太郎《樹花十字詩圖》（部分） 明治四十一年（一九〇八） 当館蔵



三、鳴鶴は「書は技芸に非ず」と言つて、本当に帝室技芸員を断つたか。

日下部鳴鶴が、「書は技芸に非ず」と言つたのは、帝室技芸員に推挙の時のこととされ、この言を言つて帝室技芸員の推挙を断つたとされる。

鳴鶴生前の著述、大正五年（一九一六）『学書経歴談』中に「漢ノ揚子雲ノ言ニ書者心画也。心画形。君子小人見矣。^{（傍点マデ）}トアリマシテ。之カ書論ノ嚆矢テ。書ノ神理ヲ一言ニ説キ破タ語テアリマス。」^{（註35）}と「書」というものへの見解を記している。そして、翌六年（一九一七）発行の『書訣』にも、「書は心画なり、心正しければ筆正しく、自己の性情の筆墨に現はるゝものなれば、人品高尚にして、識見該博ならざるべからず。」^{（註36）}とあり、その説明として「書は実に心画である。心の画かれたものである。」と同様なことを記している。また、没後の大正十四年（一九二五）発行の『鳴鶴先生叢話』では、「漢の揚子雲が書者心画也、心画形、君子小人見矣と云ふ、千古の金言を遺された、之は古来諸人に依つて大分言ひ古された言であるが、寔に豪^{（まじ）}い事を言つたもので、書道の入口も其の奥の院も、唯此の楊氏口頭の一語に、道破されてゐると吾輩は信ずる。／書ハ猶^{（マ）}シ面／吾輩は書は猶ほ面の如し、といひたいのである。」^{（註37）}と前二著のことが再び掲載されており、ここでも「書は心画なり」とは言っているが、「書は技芸に非ず」とは言っていない。

この「書は技芸に非ず」の言説が記されている鳴鶴自身の著述を筆者は、未だ確認できていない。生前時の前掲『学書経歴談』、『書訣』には確認できないし、鳴鶴没後の大正十四年（一九二五）刊『鳴鶴先生叢話』にも記されていない。そこで様々な文献から、「書は技芸に非ず」の発言年を調査していくと、次の三つの年に集約されるようである。

- ① 明治二十三年（一八九〇）説
- ② 明治二十九年（一八九六）説
- ③ 大正六年（一九一七）説

この三つについて検討を加えていく。筆者が確認できた「書は技芸に非ず」の言葉が記されているものの最も古い著述は、昭和五十九年（一九八四）刊、中西慶爾著『日下部鳴鶴伝』である。

鳴鶴を帝室技芸員に推挙しようとの沙汰があつた時、彼は「書は技芸に非ず」と言つてこれを拒否した。あとで弟子た

（註35） 同著、二十頁。

（註36） 日下部鳴鶴述、池田常太郎編『書訣』 文会堂書店 大正六年（一九一七）十二月十七日発行、百五十四―百五十五頁。

（註37） 註1に同じ。四十八頁。

ちに、焼物師や木工匠と同一レベルで考えられてたまるかと論じたという。心画を言うものには当然の話である。(註38)

(註38) 中西慶爾著『日下部鳴鶴伝』木耳社 昭和五十九年
一九八四十一月三十日発行、八十三頁。

と「書は心画也」を取り上げている項の終わりに、まとめの言に使っている。

また一方、

鳴鶴はかつて帝室技芸員に推挙されたことがあります。内交渉の段階で鳴鶴は断りました。後でそのわけを弟子に語っています。

「やき物師や木工匠と同じにされてたまるか」

それを人伝に聞いた比田井天来「惜しいことをしたものだ。鳴鶴翁が技芸員になっておけば、書道の方からも出るといふ新例を開くことになったのに」といったそうです。

と、「技芸に非ず」ではないが、同様なことを発したことを近藤高史は、平成三年(一九九一)刊『明治書道史夜話』に記している(註39)。ここに記されているような、「書は技芸に非ず」の記述を鳴鶴の弟子達、天来の著述や、雲涯を始めとしたその他の弟子達の著述の中にも筆者は確認できていない。そして近藤の記述は中西の記述との類似性から前掲の中西著『日下部鳴鶴伝』の言説を参考にして記された文であろうと推測される。また、同著内で

(註39) 同著、百十一―百十二頁。

明治二十一年暮れ、東京美術学校が開設されましたが、絵画、彫刻、彫金、鍍金、鍛金、漆工の学科があつても、書の学科は設置されませんでした。それでも書が美術の一分野になる機会がありました。明治二十三年十月帝室技芸院が設けられ、書の部で、日下部鳴鶴が推薦されたのです。(傍点筆者)ところが、彼は固くそれを断りました。「書は心画なり」の信奉者ですから、「書は、技芸に、非ず」というわけです。(註40)

(註40) 同著、百三十六頁

と、「書は美術ならず」の論争を説明していく中で、鳴鶴の姿勢として「書は技芸に非ず」の言葉を使用している。中西が「書は技芸に非ず」と言つてこれを拒否した「のはいつか、その記述からは不明である。しかし、近藤の記述からは間違いなく「明治二十三年十月帝室技芸院が設けられ、書の部で日下部鳴鶴が推薦されたのです。」と記されていることから、明治二十三年(一九〇〇)十月以前に、「ところが、彼は固くそれを断りました。「書は心画なり」の信奉者ですから、「書は、技芸に、非ず」というわけです。」ということになったと考えており、①説として記述しているものと考えられる。

しかし、ここで近藤の言う「明治二十三年十月帝室技芸院が設けられ」とあり、「技芸員」ではなく、「技芸院」としていることに、このことへの正確性の真偽が疑われ、事実誤認と思われる節がある。明治二十三年(一九〇〇)十月に設置されるのは「帝室技芸員制度」であつて、明治二十三年(一九〇〇)九月の「帝室技芸員選抜内規及び命令書案」(註41)に「第一 宮内省技芸員ハ本邦ノ美術ヲ奨励スルタメ古ヲ徴シ今ヲ稽ヘ工芸技術ヲ鍊磨シ誘導スル旨トスヘシ」とその目的、そして「技芸員ノ義務」として「一 技芸員ヲ命スルト同時ニ宮内大臣ハ技芸員ノ服従スベキ事項ヲ命令書ヲ以テ交付ス」と、あくまで個人に對してであることが確認できる。「院」という国の機関としての「帝国美術院」が設置されるのは、後の大正八年(一九一九)であ

(註41) 東京国立博物館保管「館史213」帝室技芸員に関する資料による。M2335リール番号34コマ機溝腕子氏帝室技芸員関係書類(東京国立博物館保管)概要「三の丸尚蔵館年報 紀要 第17号」の一覧の表記に倣う。

つて、本稿の主題である帝室技芸員は、あくまで個人への任命である。

なお、この近藤の著述を根拠として、天野一夫氏は「書と絵画との熱き時代」展・序説^(註42)の中で、「明治29年の帝國技芸院設立時に日下部鳴鶴は、「書は技芸に非ず」と考え、推選を断った」と②説で記述しており、また、同氏の『復刻版 書的美別冊解説』^(註43)内でも、鳴鶴が断ったことを「明治29年」としているが、近藤の著述中に「明治二十九年」の記述は無く、明治二十三年の帝室技芸院制度^(傍点著者)の設置と、明治三十九年に中井敬所が篆刻分野で帝室技芸員に任命されたことが、同著同頁内に近接して記述してあることによる混同ではないかと思われる^(註44)。

鳴鶴が「書は技芸に非ず」として、帝室技芸員を断ったことから、書分野での帝室技芸員は以降も任命されなかったと、前掲の天来の言のように言われてきている。しかし、鳴鶴死没直後の大同書会発行『書勢』中に天来の記述を探しても、また、田中成軒がまとめた『天來翁書話』^(註45)や、比田井南谷編集『書の伝統と創造 天來翁書話抄』^(註46)など、筆者の確認した天来の著述等の中にも、記述は確認できていない。

そこで「書は技芸に非ず」という言説自体が後年の創作ではないかという考えが想起される。言説自体を探っていくと類例の言説が一つ見つかった。

日本画家佐久間鉄園^(註47)は明治四十年(一九〇七)刊の『鉄園画談』中に「書画は徒に手腕の業に非ず」として、「書は技芸に非ず」と酷似の言が確認できる。張彦遠の書画論^(註48)を用いて次の様に記している。

張彦遠曰書画之芸。皆須三意氣二而成。非一儒夫所能作也。と凡そ書画のみならず。絵の芸術は、意気を須て成る。(中略)況んや生靈心花なる絵画に於てをや、儒夫の能くすべき所にあらず、是れを之れ思はず、絵画を以て、単に手腕の巧拙に帰するは、未だ與に絵事を語るに足らざるの徒のみ

と記している。張の文は、杜甫の「観公孫大娘弟子劍舞器行並序」で、張旭が公孫大娘の劍舞を見て草書に長けたということから、技の神妙さが、意気を高らしめ、張旭の草書の様な長けた書が生まれることを引用して、「書画の芸は、いずれも意気をもって成就するものであつて、気概なきもののもてできることではないことを、これはわからせるものだ」^(註49)と例えたものであり、「意気」が書画の制作にとつて最も高位で尊ばれるものとされる考えである。鉄園の言も、書について「書画」のくくりで触れているだけにすぎないが、古くからの書画論として継承されてきたものであり、これを書家の鳴鶴が知らないとする事は、考えにくいことであり、鳴鶴は運筆法開眼のため、楊守敬に近づき中国の碑碣法帖類から回腕法の筆法まで教えを乞い、古人の書論を学んでいたことから、「書は心画なり」の揚子雲の言の引用しかり、張彦遠の論を用いることもあつたであろうと考えられよう。

ところで、帝室技芸員制度については、平成八年(一九九六)サントリー美術館で開催された「近代美術の巨人たち——帝室技芸員の世界——」^(註50)図録中の高階秀爾氏「帝室技芸員と明治期の美術保護政策」および、大熊敏之氏「未完のアカデミズム——帝室技芸員再考序説」によって論究されており、本稿ではその実状等には立ち入らないが、大熊氏の論中、「帝室技芸員制度の歴史を検証するうえで欠かすことのできない重要史料として」、樋口秀雄「帝室技芸員制度——帝室技芸員の設置とその選衡経過——」が挙げられている。

(註42) 『書と絵画との熱き時代 1945～1969 図録』 0 美術館編集発行 平成四年(一九九二)、六頁。

(註43) 天野一夫監修『復刻版 書之美』 国書刊行会 平成二十五年(二〇二三)八月二十日発行「別冊解説」四十四頁。

(註44) 他者の著述で、これを引用し、明治二十九年(一九〇六)に鳴鶴が書は技芸に非ずと言つて帝室技芸員を断つたとしていられるものも確認できる。

(註45) 比田井天來著、田中成軒編『天來翁書話』 誠之書院 昭和十三年(一九三八)十一月二十六日発行。

(註46) 比田井天來著、比田井南谷編『書の伝統と創造 天來翁書話抄』 雄山閣出版 昭和六十三年(一九八八)十二月二十日発行。

(註47) 本名健寿。嘉永三年(一八五〇)仙台湾の画師の家に生まれ、父祖に学ぶ。明治三十年(一八九七)、一年間中国に遊び、帰国後「支那歴史名画論評」「鉄園画談」を刊行。日本美術協会で受賞を重ね、同四十年(一九一〇)の文展開設では、正派同志会結成に参画。同四十三年(一九一〇)から大正二年(一九一三)まで文展審査員を務める。大正十年(一九二一)没。佐久間の引用は『鉄園画談』 明治四十年(一九〇七)四月十日発行(二二二頁)。

(註48) 佐久間鉄園の引用は張彦遠『歴代名画記』中、「卷九 唐朝上 吳道玄」の箇所に確認できる。

(註49) 長瀬敏雄訳注『張彦遠 歴代名画記』2 東洋文庫311 平凡社、昭和五十二年(一九七七)七月二十五日発行(二二二頁)。

(註50) 『近代美術の巨人たち——帝室技芸員の世界——』平成八年(一九九六)九月二十四日～十一月四日開催。

明治二十一年六月、佐野常民の上申を機会に宮内省工芸員がおかれ、加納夏雄ほか十七名が選ばれてからである。帝室技芸員制度の由来はここにはじまった。(中略)

明治二十三年二月帝国博物館総長九鬼隆一を選挙委員長に任じ、佐野常民、下谷桂谷、高嶺秀夫、浜尾新、杉孫七郎、山高信離の他、宮内省関係官を交え審議した。このときの審議で十六名の候補者があげられたが、十一名が推され、あとは第三回内閣勸業博覧会出品の審議をまわって正式決定することとした。杉委員の発議で佐野・堤委員の賛同があったからである。九月に総長より各委員に書類を持廻り確定した。

推薦は田崎草雲(絵画)、森寛斎(同)、加納夏雄(彫金)、柴田是真(時絵画家)、橋本雅邦(絵画)、高村光雲(彫刻)、狩野永恵(絵画)、守住貫魚(同)、石川光明(彫刻)、伊達弥助(織物)と、途中死亡した秦蔵六の十一名で、十月二日付で正式任命、官報告示は十六日であった。並川靖之(七宝)、鈴木長吉(鑄工)、白山福松(漆工)、西村莊一(木象嵌工)、辻勝蔵(磁工)の五名がおち、この中にはのちに推薦された者もある。(註51)

と、記されており、ここから明治二十三年(一八九〇)十月の最初の任命で、鳴鶴の名があつたとされる前掲の『明治書道史夜話』の①説「明治二十三年十月、帝室技芸院が設けられ、書の部で、日下部鳴鶴が推薦されたのです。」と記述されていることに、疑義を抱かねばならない。

樋口の論文にはその後の推薦、選挙会議のことが詳細に記されており、鳴鶴の名を確認できるのは、第十回の大正六年(一九一七)の段である。

第10回目は、大正六年六月四日に選挙会議がもたれ、十一名が選ばれ十一日付けで任命された。この時候補者は九名であった。この会議は前年九月の会議が延引され、十二月五日開き未決九名は村瀬玉由(絵画)、山本梅莊(同)、旭玉山(牙木彫)、大山助一(洋法刻版)、伊東陶山(陶工)、諏訪好武(同)、伊東貞文(漆工)、田中文弥(仏工)、神坂貞隆(図案)を総長が推選し、追加として小堀鞆音(絵画)、川出宗太郎(七宝)、平田宗幸(鍛金)、新海竹太郎(彫塑)の四名が加えられた。総長以外推薦者は必ずしも選挙委員によらず受付けられて議題にあげられた。

股野総長推薦は前記十三名、滝精一博士は富岡鉄斎(絵画)、下村観山(同)、寺崎広業(同)および新海竹太郎(彫塑)の四人、土方日本美術協会々頭は旭玉山、川出柴太郎の二人、木内京都府知事は清水六居、山元春拳の二人、伊東忠太博士は佐々木岩次郎を、島田三郎、馬場三郎は平田宗幸、入江為守子爵は小堀鞆音、正木直彦は寺崎広業、小堀鞆音、川合玉堂、大島勝次郎、平田宗幸、海野美盛の四人、前田正名は富岡鉄斎、伊東陶山の二人、滝・塚本両博士は宝生九郎(能)、目下部鳴鶴(書)を候補として推薦しているほか、推薦者不明で竜村平蔵(織物)があがった。

この論文の根拠である東京国立博物館保管資料を当たると、まず、鳴鶴が帝室技芸員に推挙されようとしたことは、『館史254』中の大正六年(一九一七)六月の「帝室技芸員候補者及推薦者人名」から明らかである(註52)。大正六年(一九一七)六月五日付の帝室博物館総長による帝室技芸員推挙の内申書の最終行に日下部鳴鶴の名が見られる。ここで鳴鶴を推挙しようとした文学博士滝精一、工学博士塚本靖の理由は、不明である。また、この年、帝室技芸員になったのは、寺崎広業、小堀

(註51) 樋口秀雄「帝室技芸員制度——帝室技芸員の設置とその選挙経過——」東京国立博物館編『MUSEUM』202号美術出版社、昭和四十三年(一九六八)一月発行、二十九—三十二頁。引用部分は二十九—三十頁。

(註52) 「帝室技芸員候補者及推薦者人名」『館史254』東京国立博物館保管の帝室技芸員関係資料は、横溝廣子「帝室技芸員関係書類(東京国立博物館保管)概要」三の丸尚蔵館年報・紀要2第17号中に纏められ、資料として一覧表が付されてお

頼音、川合玉堂、下村観山、富岡鉄斎、山元春挙(日本画)、新海竹太郎(彫刻)、伊東陶山、諏訪好武(陶磁)、平田宗幸(鍛金)、佐々木岩次郎(建築)の十一人で、鳴鶴は帝室技芸員になっておらず、さてすると、この段階で、「書は技芸に非ず」と言っ
て、断つたのであるうか。

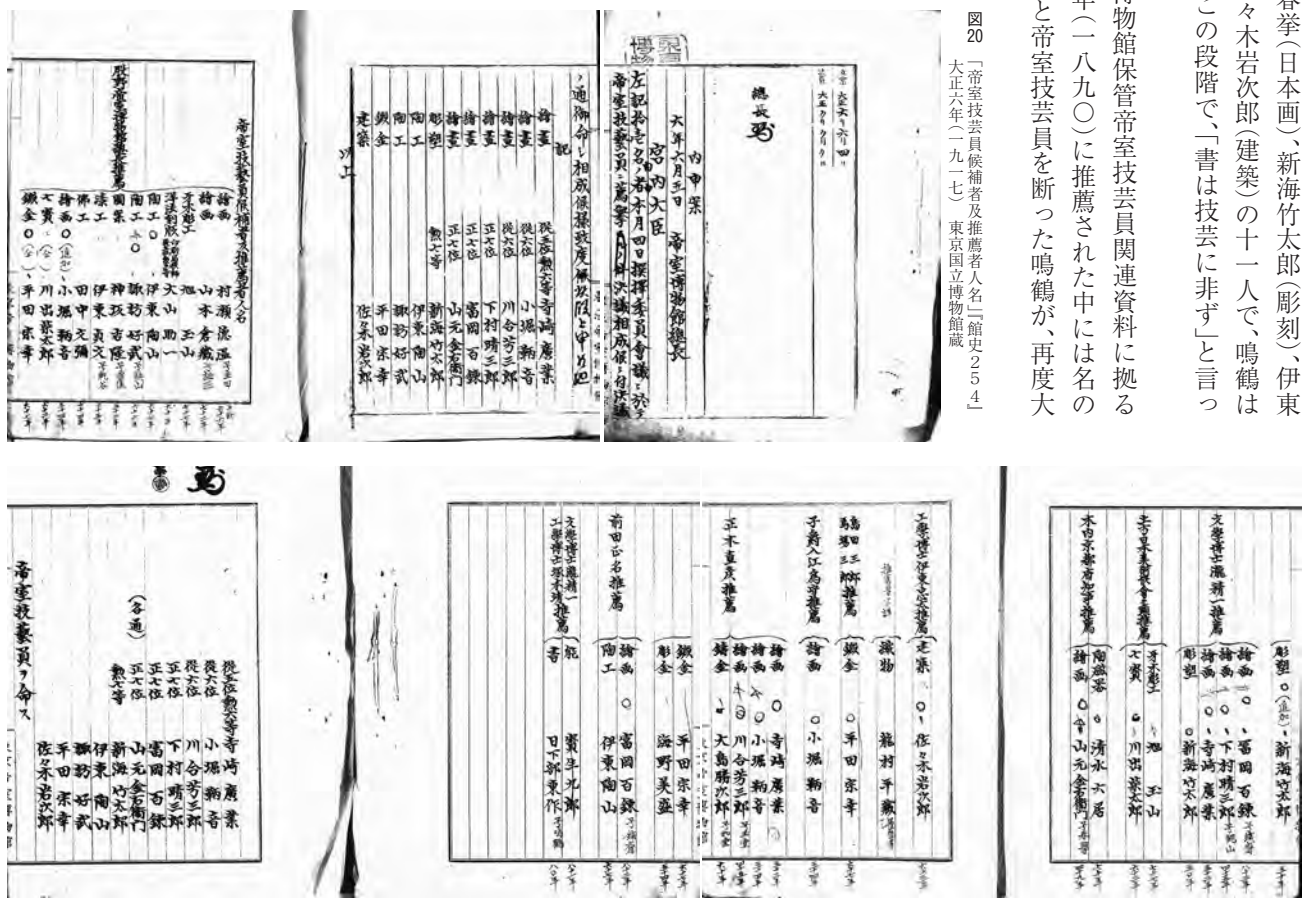
そしてまた、樋口が明示した東京国立博物館保管帝室技芸員関連資料に拠るのであれば、中西、近藤の言う明治二十三年(一八九〇)に推薦された中には名の無い鳴鶴に打診があり、「書は技芸に非ず」と帝室技芸員を断つた鳴鶴が、再度大正六年(一九一七)に推薦されることがあるだろうか。明治二十三年(一八九〇)ではなく、大正六年(一九一七)の推薦で断り、その事をもつて天来に伝わっていったとする口伝であれば、時系列の整合性はとれる。ここに③説が考えられる。

ところで、大正六年(一九一七)の『書畫之研究』第一巻第三号の「帝室技芸員の新任」^(註53)には、次の様に記されている。

◎尚、本誌巻頭にも論ぜし如く、初期の任命以来、書家を閑却せるは如何。書道は他の技芸と共に奨励の要なしと為す耶。既に富岡百鍊翁^(傍点)が其行餘の技たる南画を以て選ばれたるからは、之と相對して現代唯一の書家として日下部鳴鶴翁^(傍点)を挙ぐ。吾人は其最も適切なるを信ずる者也。銓衡委員以て如何と為す。

この書道雑誌は創刊号から第一巻第五号までの五冊による大正六年(一九一七)十一月二十五日製本による合本で

図20 「帝室技芸員候補者及推薦者人名」館史254
大正六年(一九一七) 東京国立博物館蔵



り、鳴鶴の記述は、八十四頁(鳴鶴の名の記載箇所は、資料のマイクロフィルム291コマ)。

(註53) 『書畫之研究』(合本中の第一巻三号) 書畫研究社 大正六年(一九一七)十一月二十五日製本、八十二頁。

確認しているが、各号の発行日記載がない。ゆえにこの記述の前には、大正六年六月十一日任命の帝室技芸員の名前と略歴が記載されていることから、それ以降、六月十一日から十一月二十五日まで記述されたものであると考えられる。また、この文章の文頭にあるように巻頭には「何故に書家は帝室技芸員に選ばれざるか」(註54)と記述されており、「初期の任命以来、未だ曾て一人の『書家』の此の榮譽を担ひしものなきを。書道は奨励の要なしと為す乎。在来の書家中、一人の拔擢すべきものなしと為す乎。將た其人ありと雖も、技芸員銓衡委員の眼中『書道』なきに因る乎。『書家』はそれ何故に帝室技芸員に選任せられざる乎。」と記述されていて、これまでに書家の選考が無いことを嘆いている。そして前掲の鳴鶴の名を別頁で挙げていたのである(註55)。ここからこの記述者は、大正六年(一九一七)の帝室技芸員選考の際、鳴鶴が推薦候補となっていたことを知らずにいることが判る。当然推薦候補者まで公表されていなかったであろうから、鳴鶴が推薦されていたことは知らなかったであろう。とすれば、明治二十三年(一八九〇)の帝室技芸員初任命時に断っていたとするなら、大正六年(一九一七)は二十七年も経ているのだから、鳴鶴が「書は技芸に非ず」と言つて断つたということは、噂立つて伝わつて記述されてきていても良いのではないか。明治二十五年(一八九二)に比田井天来は鳴鶴に入門しており、それを差し引いても大正六年まで二十五年あり、その間に鳴鶴から諭された、聞いていたとすれば、広く巷に伝わつていたのではないか。そして次号の『書畫之研究』第一卷第四号には、文学士後藤朝太郎による「書家を帝室技芸員とする事」の記述がある(註56)。

本誌は前号社論に於て『何故に書家は帝室技芸員に選ばれざるか』と題し、先づ帝室技芸員制の不備を鳴らし、聖徳は普く濟ふを以て弘しと為す上より『書道』を逸するの不可を説き、日本書道奨励のために現代卓絶の書家をして、他の一般芸術家と共に優遇の道を講ぜしめんことを以てせり。而して此の一文を草すると同時に、一書を帝室技芸員銓衡委員の許に飛ばし、委員各位の賛否如何を質したるに、股野帝室博物館総長を除くの外、何れも大賛成なりとの返信に接し、中には『書家を帝室技芸員とする事』註じていへば、日下部鳴鶴翁をそれらに擬する事は、予の衷心より賛同する所也』との一書を手へられたる人さへあり、是に依つて見れば、委員等の中には既に鳴鶴翁を帝室技芸員に推選する事に一致せるには非ざる歟。而るに独り一面に於て能書家との称ある、股野藍田翁より、何等の音信に接せざりしを遺憾とす。

聞くが如くんば、書家を帝室技芸員に撰ぶに就て、只一人の反対者ありと。而して其反対者の言に曰く、『鳴鶴翁は既に立派な地位を有し且人格も高ければ、今更に帝室技芸員などとして、他の工芸家、技芸家と全列に置くに忍びず』と。其説の真偽は知る所に非るも、果して真なりとせば、これ他の技芸員を侮蔑するの甚しきのみならず、帝室の優遇を粗かにするの嫌ひあり。技芸員銓衡委員として、まさか斯の如き撞着の言を為すものあらざるべしと信ずれ共、聞くがまゝを録する事とせり。さるにしても技芸員の銓衡に最も深き関係ある股野藍田翁より、何等の返信なかりしは、返へすべくも遺憾なり。

『書畫之研究』第一卷第三号を受けて、後藤が帝室技芸員の選考委員宛に手紙を送り、「股野帝室博物館総長を除くの外、何れも大賛成なりとの返信」を受け、委員間では、書の技芸員について問題なく賛同を受けている。しかし、聞くところによれば、「只一人の反対者あり」「鳴鶴翁は既に立派な地位を有し且人格も高ければ、今更に帝室技芸員などとして、他の工芸家、技芸家と全列に置くに忍びず」と言う委員がいたという、真偽が定かでないが、この時点で鳴鶴を「他の工芸家、技芸家と全

(註54) 註53に同じ。二頁

(註55) 既に書家を帝室技芸員に推薦することが無いことを嘆く論は、明治三十五年(一九〇二)に確認できる。「(前略)書家には是迄一人も技芸員たる事あるなし書は立派の美術にして之が名家をして技芸員たらしめば、大に本邦書道の奨励となり、斯道の進歩発達は最も速なるべし(中略)故に各技術家と同様帝室技芸員中、に一名にても書家をあげらるゝとせば書道の發達は淳々として、自然の進歩を見る事明瞭なりと云へし記して、以て委員諸氏の此議を提出せられん事を、企望に堪へず。」(臺南坂生「投書」○帝室技芸員の撰定に就ての書道「書道」第九号 大日本選書奨励会 明治三十五年(一九〇二)十月八日発行 五十五―五十六頁。それは明治三十三年(一九〇〇)七月三十一日の第五回任命後、同三十七年(一九〇四)の第六回任命が行われる間である。

(註56) 明治十四年(一八八二)―昭和二十年(一九四五)。明治末から昭和前期の言語学者、東京帝国大学講師、書家。引用文は『書畫之研究』言本中の第一卷第四号、五十二頁。また同誌、巻末の談話室二頁八十六頁には、「○本誌が前号で主張した『書家を帝室技芸員とする事』註じていへば日下部鳴鶴翁を共に擬することは、今秋の銓衡委員会で事実と成つて現はれさうです。○唐様の日下部鳴鶴翁が仮りに帝室技芸員になるとすれば和様では何人を推薦したものでせうか。読者諸君の中に成案がありませんか。」とも記載されている。

列に置くに忍びず」という記述が確認できる。技芸家と比してはいけないという考えである。

前掲の「帝室技芸員候補者及推薦者人名」から、鳴鶴が推薦候補に挙がっていたことは、明らかであり、また、後藤が手紙を送ったことで、「日下部鳴鶴翁をそれに擬する事は、予の衷心より賛同する所也」と回答したのは、滝か塚本であろうかと推理できる。とすると、「書は技芸に非ず」ではないが、書というよりも、齢八十、同年五月十三日には、八十の寿筵が日本橋俱樂部で催され、これを記念して大同書会が創立されている。その鳴鶴翁を「今更に帝室技芸員などとして、他の工芸家、技芸家と全列に置くに忍びず」という、工芸家等と同列には出来ないという選考委員の忖度が、前掲、張彦遠の書画論からつながる鉄園の「書画は徒に手腕の業に非ず」という思想を裏付けのようにされ、中西慶爾や近藤高史が記述するようない、「やき物師や木工匠と同じにされてたまるか」ということに改変され、「書は技芸に非ず」と、鳴鶴が言ったということになり、口伝されていくようになっていったのではないだろうか。しかし、前掲の「帝室技芸員の新任」で富岡鉄斎が大正六年（一九一七）に帝室技芸員に任じられており、鳴鶴は鉄斎より一つ若いので、年齢による忖度では整合性がとれない。鉄斎とは違う「立派な地位を有し」ていたことへの意向が働いたのかも知れない（註57）。

なお、「書は技芸に非ず」ではないが、安藤搦石著『書壇百年』の中に口伝として「鳴鶴が断った」という類例が記されている（註58）。

今日ではもう史実として調べようもないが、豊道春海老の口から、当時日下部鳴鶴が書道の文展参加をことわった話を僕も聞いたことがある。翁も又聞きであろうから伝説以上を出ないのだが、そういう気風は確かにあったと考えられる。書は六芸の一つであり断じて絵画などの下風に立つものでないという頑固な思想は中世以来の伝統思想である。旧幕当時はもとより、明治の書画会の席でも、画家は絵師として書家の下座に坐ったという。

ここでは比田井天来ではなく、豊道春海の口伝としている。ここでも書の絵画への優位が「中世以来の伝統思想である」と墨守され、席の上下にまで例えられている。そしてまた、ここでは帝室技芸員ではなく、文展（文部省美術展覧会）参加を断つたとされている。文展は明治四十年（一九〇七）にはじまり、大正八年（一九一九）に帝展（帝国美術展覧会）に改称されているから、事実とすればその間、鳴鶴の晩年期のことと考えられる。しかし、帝室技芸員、文展参加ともに口伝でなく、文献記載されているものは確認できていない。

これらの口伝から類推するに、昭和十二年（一九三七）、帝国美術院が改組され、文芸、音楽等を加え芸術全般の分野に拡大した帝国芸術院の会員に天来が尾上柴舟とともに推挙されていることで、明治期からの帝室技芸員との混同があったのかもしれない。

最後に、興味深い記述を提示しておく。鳴鶴が亡くなる大正十一年（一九二二）一月二十七日の直近である三月十七日発行の『筆之友』第二百六十二号の記述である。鳴鶴門四天王の一人に数えられる近藤雪竹（註59）による「鳴鶴翁懐旧談」の後段部分に次のように記されている（註60）。

（註57）大正六年（一九一七）七月一日発行の『書道及畫道第二卷第七号掲載の井土靈山「帝室技芸員の任命を評す」は、「今回の技芸員任命がアレは富岡鉄斎を除くの外は先づ官僚式任命の一語を以て尽くして居る。技芸如何の如きは二の次である云々と、此批評こそ能く事実の真相を穿てるものならんと想はる。新技芸員に位階勲等などのある点から見ても、是まで官辺の御用命を勤め、又は比較的官辺に接近し若くは聯絡のある人々にて、所謂の官僚式任命の評が適中して居るやうである。故に吾等をして今回の人選を露骨に批評せしむるならば、技芸四分官臭六分の人選といふが適当であらうと思ふ。」とあり、最上位で寺崎広業の従五位勲六等であり、富岡鉄斎は正七位である。鳴鶴は既に大書記官の時、正五位に叙せられており、正五位以上の位階の問題も一端に考えられるかもしれない。なお、死去した際、特旨でテ位一級被進（二月二十七日宮内省）と、従四位に叙せられている（『官報』第二四四六号、大正十一年一月三十日刊）。

（註58）安藤搦石著『木耳叢書I 書壇百年』木耳社、昭和三十三年（一九六四）八月五日発行、七八―七十九頁。

（註59）文久三年（一八六三）―昭和三年（一九二八）。江戸出身。名が富壽。明治十二年（一九七九）鳴鶴門に入り、鳴鶴門の中心として活躍。鳴鶴没後も同門をとりまとめた。

三條公の神道碑も翁に内談があったが、大久保公の碑に全力を傾注して後三條公の碑を執筆することは老人として健康に影響を及ぼすかも知れずと拝辞された、又帝室技芸員に推選すべく内交渉があつたが、翁の恬淡なる性格は、遂に之をも拝辞せられたのであつた。^(傍点筆者)

大久保公神道碑^(註62)は明治四十三年(一九一〇)九月の建立であり、それ以前、鳴鶴は半年間、石川県山中温泉の大倉喜八郎の別荘に籠もつて、恩顧を受けた大久保の為、そしてそれは勅命による神道碑であつて、精魂込めて揮毫したのであることは容易に推測できる。これが、明治四十三年のことであり、「鳴鶴翁懐旧談」のそれまでの記述順や、ある程度年代を追つて記している体裁から考えると、「又帝室技芸員に推選すべく内交渉があつたが、翁の恬淡なる性格は、遂に之をも拝辞せられたるのであつた。」の記述は、明治四十三年以降かとも思えるが、それ以前の可能性も否定できない。しかし、明治十二年(一九一七)に弟子となつてから四十年、鳴鶴に従つて学んでいた近藤雪竹が、鳴鶴に帝室技芸員への推選の内交渉があり、それを拝辞したという、鳴鶴死去直後の記述は非常に重要である。孫引きでない伝聞表現ではなく、筆者が確認した唯一「内交渉」があり、「断つた」と弟子が語つた記述である。また、「恬淡なる性格は、遂に之をも拝辞せられたる」と言っているが、すると「書は技芸に非ず」と言うことではなく、前掲、大正五年(一九一六)には、大同書会が創立され、その発起人の一人となり、書に邁進するだけで、帝室技芸員のような地位には、明治十二年(一九一七)に大書記官の地位を辞したように、もう関心がない、ということだったのである。また、この時とすれば齢八十でもあり、老齡の健康についての鳴鶴自身の記述もあり^(註63)、無理をせず、書だけに専念しようとしたとも考えられないか。明治四十三年(一九一〇)の大久保公神道碑の記述から、その七年後の大正六年(一九一七)の順での回想と考えた方が、明治二十三年(一九一〇)の帝室技芸員制度の始まりまで遡るより、「恬淡なる性格は、遂に之をも拝辞せられたる」という記述との整合性、妥当性が考えられるのではないかと思われる。

また脇に少しそれるが、これらのことから考えると、唯一、明治三十九年(一九〇六)三月二十九日付で、中井敬所が「篆刻」分野で帝室技芸員に任命されていることは、明らかに書的分野として考えられていないことを意味しよう。明治二十三年(一九一〇)に鳴鶴が断つたから、書的な分野で中井敬所の帝室技芸員任命は唯一とされて伝わつてきているが、鳴鶴が推薦を断つたことが大正六年(一九一七)であるとすれば、今日的には書の分野の範疇に入れられている篆刻であるが、敬所の任命が鳴鶴の推薦候補より十一年も早いことになり、当時、篆刻は書的な分野でもなく、任命された分野のとおり「篆刻」という書からは独立した分野として考えられていたことになる。

以上、これまで列挙してきた筆者の確認した資料から、鳴鶴の「書は技芸に非ず」の言は確認に到ることはできなかったが、言っていない可能性が高く、しかしながら、帝室技芸員の推選を辞したことは間違いないように思われてきた。そしてまた、それは、東京国立博物館保管の帝室技芸員の文書、そして書道雑誌から推測するに、書への専心と、老齡の自身の健康面から大正六年(一九一七)の確認が高いと考えられ、筆者が平成十四年(二〇〇二)担当し開催した「小山正太郎と書ハ美術ナラス」の時代^(註63)図録の関連年表に記した明治二十三年(一九一〇)の項で、「十月、帝室技芸院設立、日下部鳴鶴推薦されるが、書は心画なり、書は技芸に非ず」と固持したとされる。」と表記したことは誤認であると考えられる。図録への記載

(註60) 『筆之友』第二百六十二号 書道奨励会 大正十一年(一九一七)三月十七日発行 二一四頁 掲載箇所は四頁。

(註61) 昭勅による文学博士重野安經撰文、貞愛親王家額、日下部鳴鶴書の鍔銅の四面碑で東京都港区青山墓地に建つ。
図21 日下部鳴鶴書「大久保公神道碑」書道全集 第二十五卷 明治大正 昭和三十三年(一九五七) 百四十一頁より転載。



(註62) 「天候の勢と云ふ試でもあるまいが、吾輩は此間裡から軀を悪くして困つてゐるよ別にこゝぞと云ふ病氣がある次第ではないが、まあ元氣に任せて好きな揮毫を過り過ぎたので其の疲勞が一時に出たものだらうな人間も八十の坂を越すと、自分では幾等利かぬ氣であつても、軀の方が何うも思ふやうにならぬものぢや、早く云へば朽木になりかつたのだな」と清閑堂夜話「書勢」第二卷第九号 大同書会 大正七年(一九一八)十月一日発行、二頁。また、鳴鶴没後の大正十一年(一九二二)三月十七日発行の『筆之友』第二百六十二号「鳴鶴翁懐旧談」の中で、西川堂甫が「嗚呼鳴鶴恩師昇天」(一三三頁)中にも、鳴鶴から語られたこととして類似の文を確認できる。

(註63) 小山と岡倉とによる「書ハ美術ナラス」の論争の時代の作品による同展を、百二十年後の平成十四年(二〇〇二)十月四

は、ここに訂正する。

四、終わりに

明治の書史を「近代書道史」と記し、鳴鶴流の趨勢が書き記された著述が多いが、今日から遠すぎるわけではないが、一世紀以上経た明治を振り返る書の資料の確認は制約される。しかし、これまで記したように、鳴鶴にまつわる疑問、「一、鳴鶴は巻菱湖の流れの人とされることがあるが本当か。」「二、鳴鶴と小山正太郎の面識はあったか。」「三、鳴鶴は「書は技芸に非ず」と言って、本当に帝室技芸員を断ったか。」の三つについて、「一」は誤り、「二」は判明に至らず、「三」は、現時点では筆者の疑問として解決に至らず、鳴鶴が「書は技芸に非ず」と実際に口にしたかどうかの証左をここに提示することはできなかった。

しかしながら、確認できた多くはない資料からではあるが、いずれも筆者の中では氷解しつつある。特に「書は技芸に非ず」の問題では、帝室技芸員への候補として挙げられたのは大正六年（一九一七）であり、滝精一と塚本靖によるものとする^{註50}ことで間違いのないと思われる。そして、鳴鶴は、雪竹の言を信じるならば、帝室技芸員という身分には固執せず、ただ断った。その断ったことが、鳴鶴の信条である「書は心画なり」と重なる鳴鶴を偶像化するあまりに、「書は技芸に非ず」と言って帝室技芸員を断ったとされてしまい、また、天来の帝国芸術院会員とも混同されてしまっている。鳴鶴が「書は技芸に非ず」と言って帝室技芸員を断ったとする逸話として口伝されてきたものではないうのが、現段階での認識である。

鳴鶴の偶像化と共に「書は技芸に非ず」が、そこには東洋独自の書を西洋の文脈の中に位置づけようと書の権威付けのため、また、美術の範囲に入れようとするため、あたかも帝室技芸員制度の始まりの明治二十三年（一八九〇）のこととされて語られてきたのではないかと考えられる。ただ、あくまで大熊敏之氏が東京国立博物館保管「帝室技芸員に関する資料」に對しての指摘「同文書には欠落、もしくは破棄されたと考えられる部分も少なくない。また、各回の選展会議記録のなかには、選考経過と作家選定理由を故意に記録しなかったのではないかとと思われるものもある。そのため、この文書記録を詳細に追跡するだけでは、各時期ごとに特定の造型ジャンルと作家が選定された背景を詳細に知ることはできない。」^{註64}のように、完全な書類ではないため、明治二十三年（一八九〇）時の帝室技芸員の推選や不採択の理由が不明のままである。それ故、ここまではこれまで筆者が資料から確認できたことからの推論である。筆者の情報入手の限界であり、明治二十三年以前の資料がどこに残るのか、他の研究者の御教示を仰ぎたい。ただ、口伝だけでなく、資料に裏付けられた事実で書史が語られるようになることの端緒になればと、これまでの調査の成果をここにまとめておくものとする。

最後に、本稿執筆にあたり、宮澤昇氏には貴重な書道雑誌を閲覧させていただき、いろいろと御教示いただきました。ここに記し、改めて感謝申し上げます。

（新潟県立近代美術館 専門学芸員）

日から十一月十七日まで新潟県立近代美術館で開催。

^{註50} 同。同展図録、十一頁。

^{註64}

【参考文献】

- ・『公文録』 明治期 国立公文書館
- ・『帝室技芸員関係書類』館史254 東京国立博物館
- ・『東京日日新聞』明治十四年(一八八二)二月十九日刊 日報社
- ・『靈南坂生』投書 ○帝室技芸員の選定に就ての書道『書道』第九号 大日本選書奨励会 明治三十五年(一九〇二)十月八日発行
- ・『先師川上冬崖翁(二)』『美術新報』第二卷第六号 画報社 明治三十六年(一九〇三)六月九日(奥付)発行
- ・金井之恭、巖谷一六、日下部東作他共纂『明治史料 頭要職務補任録下』成章堂 明治三十六年(一九〇三)八月四日発行
- ・『日本画の発達に就て』『日本美術』第六十九号 日本美術院編輯部 明治三十七年(一九〇四)十一月六日臨時発行
- ・佐久間健寿著『鉄園画談』 佐久間健寿 明治四十年(一九〇七)四月十日発行
- ・近藤元粹編『螢雪軒論画叢書 第五卷 歴代名画記』 猶興書院出版部 明治四十三(四十四)年(一九一〇—一一)発行
- ・中村不折・井土靈山著『六朝書道論』 二松堂書店 大正三年(一九一四)二月四日発行
- ・日下部鳴鶴著、巖谷一六評『学書経歴談』 清水書店 大正五年(一九一六)十一月三十日発行
- ・『書道及書道』第二卷第七号 書道及書道社 大正六年(一九一七)七月一日発行
- ・『書畫之研究』(合本・創刊号)第一卷五号) 書畫研究社 大正六年(一九一七)十一月二十五日製本
- ・日下部鳴鶴述、池田常太郎編『書訣』 文会堂書店 大正六年(一九一七)十二月十七日発行
- ・『書勢』第二卷第九号 大同書会 大正七年(一九一八)十月一日発行
- ・『官報』第二八四六号 印刷局 大正十一年(一九二二)一月三十日刊
- ・『筆之友』第二百六十二号 書道奨励会 大正十一年(一九二二)三月十七日発行
- ・日下部鳴鶴著、井原雲涯編『鳴鶴先生叢話』 昭文堂 大正十四年(一九二五)八月三日発行
- ・高村眞夫編『小山正太郎先生』 不同舎旧友会 昭和九年(一九三四)九月十五日発行
- ・比田井天来著、田中成軒編『天来翁書話』 誠之書院 昭和十三年(一九三八)十一月二十六日発行
- ・安藤搦石著『木耳叢書Ⅰ 書壇百年』 木耳社 昭和十九年(一九六四)八月五日発行
- ・樋口秀雄『帝室技芸員制度——帝室技芸員の設置とその選衡経過——』『MUSEUM』202号 美術出版社 昭和四十三年(一九六八)一月発行
- ・鈴木香雨・鈴木史楼解説『文海堂 書道叢書29 鳴鶴翁三休千字文』 文海堂 昭和四十六年(一九七二)十二月二十日発行
- ・長瀬敏雄訳注『張彦遠 歴代名画記1』『東洋文庫』305 平凡社 昭和五十二年(一九七七)三月二十二日発行
- ・長瀬敏雄訳注『張彦遠 歴代名画記2』『東洋文庫』311 平凡社 昭和五十二年(一九七七)七月二十五日発行
- ・『特集日下部鳴鶴』『墨』四十五号 芸術新聞社 昭和五十八年(一九八三)十一月一日発行
- ・中西慶爾著『日下部鳴鶴伝』 木耳社 昭和五十九年(一九八四)十一月三十日発行
- ・近藤高史編『明治・大正・昭和書道史年表』 木耳社 昭和六十年(一九八五)三月二十日発行
- ・『特集』『幕末の三筆』の研究『書道研究』第二卷第十一号(通卷十八号) 美術新聞社 昭和六十三年(一九八八)十一月一日発行
- ・比田井天来著、比田井南谷編『書の伝統と創造 天来翁書話抄』 雄山閣出版 昭和六十三年(一九八八)十二月二十日発行

- ・近藤高史著『明治書道史夜話』 芸術新聞社 平成三年(一九九二)十月二十日発行
- ・堺市博物館編『貫名海屋 館蔵コレクション』 堺市博物館 平成四年(一九九二)四月
- ・天野一夫「書と絵画との熱き時代」展・序説『書と絵画との熱き時代・1945～1969』図録』 財団法人品川文化振興事業団〇美術館 平成四年(一九九二)
- ・『皇室の至宝12 御物 書跡Ⅲ』 芸術新聞社 平成五年(一九九三)一月三十日発行
- ・滝澤正幸「川上冬崖・小山正太郎と北海道」『長野県信濃美術館紀要』第三号 長野県信濃美術館 平成五年(一九九三)三月三十一日発行
- ・金子一夫「資料紹介」小山正太郎資料』『五浦論叢』第一号 茨城大学五浦美術文化研究所 平成五年(一九九三)三月二十三日
- ・東京文化財研究所美術部編『内国勸業博覧会美術品出品目録』 東京文化財研究所 平成八年(一九九六)二月十日発行
- ・萩原千鶴子「書の近代史研究―明治期における展覧会形式の変遷―」『平成7・8年度修了論文集』 東京学芸大学大学院教育学学科研究科美術教育専攻書道・書芸講座 平成九年(一九九七)八月二十五日発行
- ・宮内庁三の丸尚蔵館編『帝室技芸員と一九〇〇年パリ万国博覧会』 宮内庁 平成二十年(二〇〇八)七月十九日発行
- ・サントリー美術館編『近代美術の巨人たち―帝室技芸員の世界―』 サントリー美術館 平成八年(一九九六)発行
- ・茨城県立歴史館編『奥原晴湖展図録』 茨城県立歴史館 平成十三年(二〇〇一)二月十日発行
- ・島谷弘幸編『文人の書』日本の美術No.504』 至文堂 平成二十年(二〇〇八)五月十日発行
- ・横溝廣子「帝室技芸員関係書類(東京国立博物館保管)概要」『三の丸尚蔵館年報・紀要』第17号 宮内庁 平成二十四年(二〇一二)三月三十日発行
- ・井上高総「札幌農学校のころの北海道」三糸実美太政大臣北巡を手掛かりに』『北海道大学大学文書館年報8』 北海道大学 平成二十五年(二〇一三)三月三十一日発行
- ・天野一夫監修『復刻版書之美』 国書刊行会 平成二十五年(二〇一三)八月二十日発行
- ・宮澤昇編著『書道雑誌文献目録』 木耳社 平成二十六年(二〇一四)七月二十五日発行